

利根川下流河川事務所管内における不法係留船対応事例について

利根川下流河川事務所 占用調整課 津村 知孝

1. はじめに

河川区域内において、河川法の許可を得ることなく放置された船舶は、河川法に違反するだけでなく、洪水時の流下阻害、流出による樋管等の河川管理施設及び許可工作物の損傷、燃料の漏出による水質汚濁、船舶の航行の障害等の原因となることから、その対応は河川管理者として重要であり、令和4年度までにゼロにすることを目標に実施しているところである。

不法係留船への対応としては、船舶番号等の情報により所有者を特定し撤去を指導することになるが、所有者情報が得られても所有者と連絡を取ることができない事例や、船体に所有者の特定につながる情報が得られない事例も少なくない。

本稿では、当事務所管内の不法係留船対策について、昨年度、簡易代執行を含めた対応を行った事例について紹介する。

2. 当事務所の現状

現在、利根川下流河川事務所管内には漁船やプレジャーボートを中心として不法係留船が約300隻（令和2年2月時点）ある。過去には最大約600隻あったがこれまでの対応により半数になったものの依然として多い状況となっている。

3. 対応事例

3. 1 河川管理上優先順位の高い箇所における対応（事例1）

利根川右岸16.5km付近（千葉県香取郡東庄町石出地先）には、令和元年7月時点で36隻の不法係留船が放置されており、当事務所管内で最も不法係留船の多い箇所であった。直近には石出樋門があり、出水時に不法係留船が樋門操作の障害になることが懸念されるため、令和元年度の重点対策箇所と位置付け対応を行った。



対応前



対応後

3. 1. 1 所有者調査

現地調査を行った結果、船体に所有者確認につながる情報のある船舶について、以下の方法で所有者確認を行った。

① 船舶番号が確認された船舶

船舶番号が確認された船舶は5隻あり、日本小型船舶検査機構に照会した結果、5隻ともそれぞれ所有者氏名及び住所が判明した。

所有者の住所宛に船舶の移動を求める文書を令和元年8月に発送した。送付した5名のうち3名からは当月中に出張所へ連絡があり、何れも9月中には撤去する旨の回答であった。作業の遅れ等はあったが、11月上旬までには3隻の自主撤去が行われた。

文書への返答が無かった2名の居住地を確認するために、日本小型船舶検査機構に照会して判明した所有者氏名と住所から「住民票」を取得した。住民票で確認した所有者の住所は日本小型船舶検査機構への照会結果と同一であった。

② 漁船登録番号が確認された船舶

漁船登録番号が確認できた船舶は1隻あり、県の水産事務所に照会した結果、所有者名と所属漁協を把握することができた。出張所にて所属漁協に問い合わせたところ、所有者は既に漁協を脱退していたが協力が得られ、住所を教えてもらうことができたため、移動を求める文書を発送した。その後、所有者から出張所に船を撤去するとの回答があり、令和元年12月下旬には撤去が確認された。

漁協は組合員や元組合員の情報や過去の経緯を把握していることから、漁協の協力は不可欠である。

③ 電話帳での電話番号確認

船舶番号が確認され、所有者の住所宛に文書を3回発送するも回答が無く、連絡を取ることのできない2隻の所有者のうち1名については、確認された住所が記載されている地域の電話帳で電話番号を確認することができた。

電話帳には、所有者の氏名と住所は無かったが、所有者の父親の名前が記載されており、その住所は所有者の現住所では無く「前住所」であった。これは、住民票を取得したことにより確認できた情報である。

令和元年11月、出張所にて電話をしたところ、所有者本人が出て船舶を撤去する確約を得ることができ、令和2年2月に撤去を確認した。

④ 地元住民への聞き込み

船舶番号が確認された所有者のうち最後まで連絡を取ることができない残り1名について、出張所にて所有者の住所地にある住宅を訪問したが不在であり、人が住んでいる形跡が無かった。近くの住民に聞き込みを行ったところ、「所有者は死亡しており、親も亡くなっている。子も亡くなっている者がいるが、子の1名は近隣に住んでいる」との情報を得た。

⑤ 戸籍謄本の取得

上記④の所有者について、住民票と合わせて戸籍謄本を取得し本人が死亡してい

る事実を確認した。所有者の子の1名が生存しており、近隣に居住していることが判明したことから相続関係を確認するため出張所にて聞き取りを行った。

3. 1. 2 警告看板設置

令和元年6月 現地に河川法に違反していることを警告する看板を設置。

令和元年11月 所有者が不明の船舶に対して期限付きの警告看板を設置。

3. 1. 3 簡易代執行

警告看板を設置後、撤去期限までに残存し、所有者を確知することができなかった不法係留船のうち、船舶としての機能を喪失し河川管理者が廃棄物として処分するものを除いた5隻については簡易代執行の制度を活用することとした。

簡易代執行とは、当該不法行為について河川管理者が「過失なく所有者を確知することができないとき、相当の期間を定めて公告した上で、河川管理者みずから当該措置を行うことができる」（河川法第75条第3項）とする制度である。

令和元年12月16日付けで公告を行ったが、公告期限（令和2年1月10日）を経過しても撤去が確認されず、所有者も判明しなかったため、令和2年1月27日、同法の規定に基づき河川管理者にて除却を行った。

撤去した船舶は河川管理者にて保管し、返還を求める者のための公示を行うことと規定されている（河川法第75条第5項）。公示の日から6ヶ月を経過しても所有者が現れない場合は、撤去した船舶の所有権は国に帰属することになる（河川法第75条第10項）。



撤去状況



保管状況

3. 2 河川工事に伴う対応（事例2）

当事務所管内の樹木伐採工事の施工箇所（利根川左岸77.0km付近、茨城県北相馬郡利根町布川地先）に不法係留船1隻が放置されており、伐採対象の木にロープでつながれた状態であったため工事の支障となっていた。船体に所有者特定につながる情報は無く、警告看板を設置したが所有者が判明しなかったため、令和元年8月9日、河

川法第75条第3項に基づく簡易代執行の手続きにより河川管理者にて除却を行った。



撤去前



撤去後

4. 今後の課題

今回、事例1で所有者が判明した船舶6隻については1隻を除いて令和元年度内に所有者による自主撤去が行われた。所有者不明の船舶は簡易代執行により河川管理者にて除却することができた。その間、令和元年台風19号の出水による船舶の移動や土砂の堆積等の心配事もあったが、大事には至らずおおむね予定どおりに進めることができたのは幸いであった。残りの1隻は所有者が死亡し相続が発生したため時間を要しているが、超高齢社会となり、所有者の死亡に伴う放置船の対応は今後の課題ともいえる。不法係留船を発見してからの早期の対応が不法係留船を減らしていくために重要であると改めて認識した。

簡易代執行で撤去した船舶はいつでも所有者に返還しうる状態に置いていなければならないため、保管場所はフェンス等で囲まれた場所が望ましいが、事例1では比較的大型の船が多かったことから、運搬する車両も大型となり、保管場所に適した所は意外に少ないことがわかった。最終的には排水機場の敷地内にスペースがあったため、そこで6ヶ月間保管することになった。

簡易代執行を行う場合、公告の手続きを経るため、実際に撤去するまでには少なくとも1ヶ月以上の期間を要するので、特に河川工事で支障となる場合は、事前に工程を踏まえた計画を立てる必要がある。

利根川下流部には無堤区間が残っており、築堤工事が進められている。今後、工事予定箇所不法係留船が放置されていると工事の支障となることが予想される。日頃から現場の出張所と協力して不法係留船の状況を把握し、改善につなげていきたいと考えている。